

府科事第 393 号  
令和 6 年 3 月 21 日

経済産業大臣  
齋藤 健 殿

原子力委員会委員長  
上坂 充

使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について

令和 6 年 3 月 6 日付け 20240304 資第 18 号をもって、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえて意見を求められた、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第 45 条第 1 項後段の規定に基づき、使用済燃料再処理機構から経済産業大臣に変更認可申請のあった使用済燃料再処理等実施中期計画に対する原子力委員会の意見は、別紙のとおりである。

## 使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更 について（見解）

令和6年3月21日  
原子力委員会

この度、20240304資第18号をもって経済産業大臣から意見を求められた使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）が変更認可申請した使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）について、原子力委員会は、以下のとおり意見を示す。

原子力委員会が意見を求められている実施中期計画は、本年2月に日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）による六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の暫定操業計画並びに電気事業者によるプルトニウム利用計画が策定されたことを踏まえ、同年3月に、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第1項後段の規定に基づき、機構から経済産業大臣に対して計画変更の認可申請がなされたものである。

今般の実施中期計画には、2024年度から2026年度の3年間における再処理及び再処理関連加工の実施場所、実施時期及び量が記載されている。

実施場所については、原燃の六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設となっている。これらの施設及び関連する施設はいずれも国際原子力機関（IAEA）の保障措置活動の対象とされている。

実施時期及び量については、六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の稼働時期を踏まえ、再処理に関しては、2025年度に70トン、2026年度に170トンの使用済燃料を再処理して、それぞれ0.6トン及び1.4トンのプルトニウムを回収する計画となっている。MOX燃料加工に関しては、2026年度に、六ヶ所再処理施設で2024年度から2026年度の3年間に回収されたプルトニウムのうち0.1トンをMOX燃料集合体へ加工する計画となっている。

一方、電気事業者が本年2月に公表したプルトニウム利用計画では、仏国で加工されたMOX燃料集合体に含まれる0.7トンのプルトニウムを2026年度に消費する予定とされている。また、回収されるプルトニウムについては、加工や輸送等に必要な期間を踏まえて、2027年度以降にプルサーマル炉で消費することが想定されている。

ただし、2027年度以降のMOX燃料加工施設の稼働状況やプルサーマル炉での消費状況については不確定要素を含むものであり、今後の進捗状況によっては変わり得るものである。

このため、今般示された実施中期計画のように、再処理からMOX燃料集合体への加工、プルサーマル炉での照射までに要する期間を考慮すると、六ヶ所再処理施設及び

MOX 燃料加工施設の稼働初期においては、我が国全体としてのプルトニウム保有量が一時的に微増することもあり得ると、原子力委員会としても認識している。その上で、将来的には同保有量が減少する見通しが示されることが重要である。

以上を踏まえ、原子力委員会としては、今般の実施中期計画を経済産業大臣が認可するに当たっては、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、機構をはじめとする関係事業者に対して、以下の点について必要かつ適切な指導を行うよう求める。

- ① 再処理による回収を実際に進めていくに当たっては、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(平成 30 年 7 月 31 日原子力委員会決定)を踏まえ、透明性を確保しつつ、国内施設で回収するプルトニウムの確実な利用とプルトニウムの需給バランスを踏まえた再処理施設等の適切な運転の実現に向けて最大限の努力を行うこと。
- ② 今後、具体的な取組の進捗に応じて、実施中期計画の見直しが必要になった場合には、適宜・適切に行うこと。
- ③ 実施中期計画に基づき事業を推進するに当たって、機構及び原燃は適切な役割分担及び実施体制の下、安全確保を最優先にして、効率的・効果的に事業を進めること。
- ④ 六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設の安全かつ順調な操業に向けて、原燃は、安全確保を最優先に適切な工程管理を行うとともに、技術的知見の蓄積・承継に取り組むこと。また、必要に応じて、電気事業者等は十分な技術的・人的支援を行うこと。

以上